c　項番３「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
d　項番４「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
e　項番５「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
f　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
g　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
h　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
i　「当期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
j　「当期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。
l　開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
m　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

（第十二面）

（単位：％、件）

ＣＲ９：内部格付手法―ポートフォリオ別のデフォルト率（ＰＤ）のバック・テスティング

イ	ロ	ハ					ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ
ポートフォリオ	ＰＤ区分	相当する外部格付					加重平均ＰＤ（ＥＡＤ加重）	相加平均ＰＤ	債務者の数		期中にデフォルトした債務者の数	うち、期中にデフォルトした新たな債務者の数	過去の年平均デフォルト率（５年間）
		Ｓ＆Ｐ	Moody's	Fitch	Ｒ＆Ｉ	ＪＣＲ			前期末	当期末			
ソブリン													
金融機関等													
事業法人													
特定貸付債権													
…													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面において連結自己資本規制比率告示第二百十二条の比較及び検証（以下「バック・テスティング」という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、連結自己資本規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。

b　先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。

c　イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、⑷特定貸付債権、⑸株式等エクスポージャー（ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑹購入債権（事業法人等向け）、⑺購入債権（リテール向け）、⑻適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑼居住用不動産向けエクスポージャー及び⑽その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記⑶から⑹まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに⑴、⑵及び⑺から⑽までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（⑹のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。